

お知らせ 第2期 市スポーツ推進計画を策定しました

▶問い合わせ スポーツ振興課 ☎73-3138

市では、令和2年3月に市スポーツ推進計画を策定し、スポーツ施策の推進に取り組んできました。引き続きさまざまな立場の人が共に活動し、つながりを感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指しましょう。



▲計画の詳細はこちら

基本方針① 各世代でのスポーツの推進

5年後(令和11年度)における各世代のスポーツ実施率の目標を設定するとともに、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」というさまざまな形でスポーツに参画する人口の増加に取り組みます。

【主要施策】

- ・市民スポーツの推進
- ・高齢者スポーツの推進
- ・障がい者スポーツの推進 など

基本方針② スポーツを通じた交流の促進と地域活性化

スポーツを通じて地域のにぎわいづくりや交流を深めるため、地域のトップスポーツチームなどの連携を強化するとともに、大会・合宿を誘致することにより、世代・地域を超えたスポーツ交流を推進します。

【主要施策】

- ・スポーツイベントの充実に向けた支援
- ・スポーツ情報の充実
- ・地域資源を生かしたスポーツツーリズム[※]の促進など

基本方針③ スポーツ推進体制の充実

一人ひとりが自分のライフスタイルや趣味・志向に合ったスポーツを実践していくための「環境づくり」として、指導者の育成やスポーツ施設の充実などに取り組み、市民スポーツを「ささえる」体制の充実をめざします。

【主要施策】

- ・スポーツ団体への支援
- ・スポーツ指導者の育成・確保
- ・スポーツ施設の計画的な維持管理と利用促進など

※スポーツツーリズムとは、スポーツを目的とした旅行やスポーツと観光を組み合わせた旅行のこと。

お知らせ 5月26日(月)から 戸籍の記載事項に、氏名のフリガナが追加されます

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

戸籍に氏名のフリガナが記載されるまでの流れ

①本籍地の市区町村から通知

戸籍に記載される予定の氏名のフリガナは、本籍地の市区町村から、5月26日(月)以降に郵送で通知されます。

通知が届いたら、必ず内容を確認してください。

※本籍地が三豊市の人へは、7月頃の発送となります。

▲戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

②氏名のフリガナの届け出

①の通知でフリガナに誤りがあれば、届け出をしてください。

【届出期間】

5月26日(月)～
令和8年5月25日(月)

郵送や市区町村の窓口でも届け出ができますが、オンライン(マイナポータル)での届け出が便利です。

③市区町村長による氏名のフリガナの記載

②の届け出がなかった場合は、令和8年5月26日(火)以降に、①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

詐欺にご注意ください

フリガナの届け出に手数料はかかりません。また、届け出をしなくても罰則はありません。詳しくは、市民課までお問い合わせください。



▲制度の詳細はこちら

お知らせ 空き家バンク登録物件のリフォームを補助しています

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

空き家の活用促進と地域経済活性化を目的に、市内業者による空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して、補助金を交付します。

申請者の条件

- ・空き家バンク登録物件の購入者で、売買契約日から3年を経過していない人
- ・直前に居住していた住宅の適正な管理を誓約できる人
- ・補助金の交付後、5年以上居住する人
- ・過去に「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」や「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人

リフォーム工事の要件

- ・市内業者(市内に本店を置く建築業などを営む法人または個人事業主)が行う工事
- ・補助金の交付決定後に着工する工事
- ・令和8年1月末までに完了する工事

補助金額

30万円以上の工事で、工事に要した費用の50%(上限100万円)

申請書などの必要書類は、市ホームページをご確認ください。



▲申請書類などはこちら

お知らせ 危険なブロック塀などの撤去を支援します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による人的被害の防止および避難経路の確保を図るため、道路などに面した一定の高さを超える危険なブロック塀などの撤去に要する費用に対して補助金を交付します。

対象となる人

市内にある危険ブロック塀などの所有者および所有者の承諾を得た人で、市税の滞納がない人

対象となるブロック塀など

補助金交付要綱に定める道路などに面したブロック塀などで、点検の結果「危険」と判断された、高さが1.2メートルを超える補強コンクリートブロック塀など

対象となる工事

市内業者が危険ブロック塀などの全てを取り除き、処分する工事

※令和8年1月末日までに、実績報告書の提出が完了できる工事に限ります。

補助金額

撤去工事に要する費用の2/3(上限12万円)

申請期間

5月19日(月)～12月15日(月)

注意事項

- ・交付決定前に工事契約や撤去工事着手した場合は、補助の対象になりません。
- ・同一の敷地での補助は、1回のみ受けられます。



▲申請方法など詳細はこちら